

平成31年第2回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年2月25日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時52分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	欠席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	欠席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	欠席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	21名
14	大山 峰夫	欠席		欠席者	4名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課職員		
事務局	主幹	手島 淳		主査	齋藤 鏡子	
	主任	塩村 孝太郎		主事	新井 政貴	
説明員	主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎	
	主事	新井 政貴		主査	佐藤 秀幸	
	主事	小林 裕太				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
手島主幹	<p>皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成31年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は議会開催日と重なっており、事務局長は議会出席のため欠席させていただいておりますので、代理をさせていただきます。</p>
手島主幹	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
手島主幹	<p>現在の出席委員は農業委員12名、推進委員7名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p>
【開会 午前9時03分】	
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、小野田委員を指名いたします。
<u>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1 につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の実家にて生活しておりますが、子供と共に生活するには住宅が手狭であることから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を小島委員をお願いいたします。
小島委員	<p>番号1について現地確認を行いました。</p> <p>現地案内図の1ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>周辺は宅地が点在しており、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。</p> <p>報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>議長 質疑なしと認めます。</p> <p>議長 お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって議案第2号については原案のとおり決定します。</p>
<p><u>議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</u></p>	
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>農政課</p>	<p>日程第2 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p> <p>議長 本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p> <p>農政課 今回、農用地区域からの除外につきまして、平成30年12月3日から12月14日までの2週間をもって受付しましたところ、 8件の変更申請、1件の農用地区域への編入がございました。 本日は、この9件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。</p> <p>皆様には、今回の除外案件の総括表と、各案件をまとめた資料を配布してございます。</p> <p>説明については、インデックスのついた厚い資料を基に説明させていただきます。</p> <p>なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままをお願いいたします。</p> <p>また、事前に配布させていただいております位置図の資料につきましても併せて会議終了後、回収をさせていただきます。</p>

まず、除外の要点について説明させていただきます。

1つ目は不要不急です。

今、どうしてもそこが必要でそこでなければならない理由が必要となります。

続きまして、除外を行う場合は、次の5要件全て満たす必要があります。(農振法第13条第2項)

1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。

2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。

3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。

5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。

○番号1

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、主にダンボール等の製造を行っておりますが、生産数が急増しているため、従業員の増員を計画しているが、既存地内で新たに駐車場を確保出来ないために除外の申出があったものです。また、既存で利用していた駐車場については、大型車両の往来が増えており、また、待機場所もないことから大型車両の駐車場として利用する予定となっております。

こちらの除外案件については、書類の補正等を行った上で、除外の見込みがある状況でございます。

○番号2

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、市外の賃貸アパートに住んでいますが、子供が生まれたことから現在の住まいが手狭となり自己用住宅を建てたいと考え、叔父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建築するために除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、譲渡人所有地に違反があるため、違反地が是正を行わない限り、使用貸借権による農地転用の見込みがない状況でございます。

○番号3

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、市外の賃貸アパートに住んでいますが、将来子供が生まれることから妻の両親とお互いに手助けをすることが出来ると考え、妻の実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等を行った上で、除外の見込みがある状況でございます。

○番号4

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、市外の勤務先の官舎に住んでいますが、子育てをするうえで、市街化区域よりも環境がよい土地を希望しており、祖母の家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、計画者の実家久喜市にあるが、なぜ久喜市ではなく、白岡市で土地を選定したのか代替性について妥当でないように見受けられる状況でございます。

また、農振法第13条第2項第1号に抵触する可能性がございます。

○番号5

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでいますが、子供が生まれたことで、家財道具等が増え手狭になったため、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、分筆の区画が農地の集団性を阻害するものであり、農地転用の見込みがない状況でございます。

また、農振法第13条第2項第2号に抵触しており除外の見込みがありませんので、市といたしましては、取下げて頂くようお願いすることとしております。

○番号6

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでいますが、子供が生まれたことで、家財道具等が増え手狭になったため、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するため、除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、分筆の区画が農地の集団性を阻害するものであり、農地転用の見込みがない状況でございます。

また、農振法第13条第2項第2号に抵触しており除外の見込みがありませんので、市といたしましては、取下げて頂くようお願いすることとしております。

○番号7

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、飲料及び食糧品の販売等を行っております。地元発展のため地元中心の農作物を卸売りしたいと考え、白岡市内の農地を売買で取得し、農業用倉庫を建築するために除外の申出があったものです。

まず、はじめに白岡市で農業用倉庫として除外の対象となるものは、白岡市内で生産された農産物のみを扱う農業用倉庫となります。市外で生産された農産物又は、農産物以外を取扱う場合は、除外の見込みがない状況でございます。

また、事業計画については、計画性が乏しく、農政課としては、除外後、農業用以外の倉庫として利用される懸念がございます。

また、申請内容の整理がつかない場合については、取下げをしていただくようお願いをすることとしております。

○番号8

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、現在、資源を再利用する事業を行っております。従業員の増員に伴い、既存駐車場の敷地では、駐車場所を確保出来ないことから、従業員の利便性、安全性を考慮し、会社の近くの土地を賃貸借し、駐車場を造成するために、除外の申出があったものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等を行った上で、除外の見込みがある状況でございます。

○編入1

除外申請地は■■■です。面積は■■■㎡となります。

事業計画者は、申出地に自己用住宅の建築するために除外の申出を行っていましたが、建設費用が高額であったことにより住宅を建築することを断念したため、編入の申出があったものです。

除外の認可については、平成28年10月3日となります。また、農地転用の手続きを行っておりません。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。
御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

白石委員

番号7について、先日、現地を確認してきたのですが、土地の一部が山林化しており、これを畑に復旧してから出ないと除外が行えないと思うのですが、このことについて申請者は把握しているのでしょうか。

農政課

代理人に確認したところによると、計画者が整地をしてから事業を行うとのことです。

白石委員

ありがとうございます。続いて、同じ案件についてなのですが、申請内容が農業用倉庫になっていますが、農作物は周りの農家から収集するのでしょうか、それとも自分で耕作するのでしょうか。

農政課

契約先の農家からこの倉庫へ集め、その後、契約先の業者に出荷を行うと話を伺っています。

白石委員

わかりました。

吉澤委員

同じ案件についてなのですが、私も事前に現地を確認に行ったところ、現地に不動産業者の名前等が書かれた売り地の看板が立っているようなのですが、これは良いのでしょうか。

農政課	農地に看板が立ってしまっている状況は違反状態となりますので、是正を求めています。
小野田委員	番号2についてなのですが、譲渡人所有地に違反があるため難しいと話がありましたが、詳細について教えていただきたい。
農政課	<p>■■に建っている母屋へ続く通路部分に植栽が植えられていますが、その一部が農地へ越境していますので、これが違反となります。</p> <p>また、■■の北側について母屋の一部が農地部分に越境してしまっており、これも違反となります。除外を行うためには、これらの是正が必要となりますが、現実的には母屋を壊すことは難しいと思われまますので、この案件については除外を行うことが難しいと思われまます。</p>
小野田委員	農地への宅地等の越境があるということですが、もしもこれらの是正が完了すれば、除外の見込みはあるのでしょうか。
農政課	それら以外についても、計画されている土地の形状について問題がありまして、越境の是正が完了したから除外できるというものではありませんが、母屋を破壊することは難しいと考えられますので、この案件については除外を行うことが難しいと考えております。
小野田委員	わかりました。また、番号5、番号6についても詳細な説明をお願いします。
農政課	<p>これらについては、計画されている土地の形状に問題がありまして、事前相談の段階からこの計画では除外の見込みは無いという話をさせていただいていたのですが、それでも申請が出てきてしましまして、申請が出てきたものを拒否するということができませんので、受付したものになります。</p> <p>このため、土地の利用計画や事業の内容等を検討する段階の前に、除外の見込みはないものとなります。</p>
小野田委員	申請する前の段階で見込みが無いと分かっている案件を総会での審議事項に挙げるというのは何かおかしいのではないのでしょうか。
農政課	行政手続き上、申請書類に不備が無ければ受付を行わなければならないものとなっておりますので、申請の前に説明を行う等様々なことは行っているのですが、それでも申請されたものについては、審査を行った結果として駄目であったとしなければならないものでして、その点については御理解をお願いできればと思います。
小野田委員	申請が出てきたものは受けなければならないという行政の辛い立場は良くわかりました。似たような案件は国や県にもあるかと思いますが、そこはどうなんのでしょうか。
農政課	<p>農政課のほうでも国や県の指導を受けながら事業を行っております。</p> <p>また、今回の案件については事前に県とも調整を行っておりまして、県や関係各課とも四者協議を行ったところとなります。</p>

	<p>県としても、申請があったものは受けざるを得ないが、除外の見込みは無いと明解な回答をいただいております、本来であれば申請前に防げればよかったです、申請が出てきた後も毅然として除外の見込みは無いと説明していきますので、御理解をお願いできればと思います。</p>
<p>小野田委員</p>	<p>その点については了解しました。</p> <p>続いて番号7についてなのですが、白石委員や吉澤委員から現状について報告があったところですが、申請の中身として、どのようなものをどのような計画で集積していくのかという具体的な計画が必要だと思うのですが、農政課のほうでは把握しているのでしょうか。</p>
<p>農政課</p>	<p>そのような内容について、不明瞭な点がいくつもございまして、これから市のほうで、まずは市内の誰と契約して農作物を集める予定なのか、集めた農作物をどこに出荷する予定なのか、規模はどのような計画に基づいて数量を試算されたものなのかなど、この場所で、この規模の倉庫を利用して、市内の農作物を集める必要性についてどうやって計画したのかの情報を提出してもらう予定となっています。</p> <p>明確な必要性として、現状で契約している情報を提出してもらう予定としています。</p> <p>また、その整理がつかないようであればこの案件は取り下げてくださいようお願いする予定であります。</p>
<p>小野田委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>ただ、今回の案件については見込みの無いような案件が多いように見受けられますので、行政の苦勞も分かりますが、四者協議や総会に挙がってくる前に対応してもらえようをお願いします。</p>
<p>白石委員</p>	<p>白岡市の農作物を取り扱うとなると、もしもより良い条件を掲示されてしまったときにはあじさいセンターにも影響しかねないと思いますので、白岡市としてあじさいセンターを運営していく上で考慮していただきたいと思います。</p> <p>高齢化等でただでさえセンターに卸す人が減っている状況ですので、白岡市で作ったものは白岡市で売れるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>農政課としては、どの案件が除外を行うのが難しいと判断しているのかももう一度整理をお願いします。</p>
<p>農政課</p>	<p>番号2、4、5、6、7については現状のままでは除外は難しいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。申請があったものについては受付なければならない行政の立場もわかりますが、全ての案件について一括で並べられておりますと、分かりにくい部分もありますので、見込みの有る無しについて分ける等、資料を工夫していただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかに質疑等あれば、お願いいたします。</p>

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては、番号1、3、8を除く案件についてやむを得ないものと認め、番号2、4、5、6、7については農政課の説明どおりとした各案件への意見を付して、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第2号から第3号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、及び協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、共同住宅敷のための転用です。 続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の6ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、住宅敷のための転用です。 番号2につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。

事務局	<p>協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は1件でございます。</p> <p>総会資料の7ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、平成31年1月29日に届出のあったものです。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項4 その他</u></p>	
議長	<p>質疑もないようですので、協議報告事項4 その他に移ります。</p> <p>事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>○「農業者等と農業委員会との意見交換会」について</p>
会長	<p>2月8日開催の農業講演会終了後に引き続き、農業者等と農業委員会との意見交換会行いました。</p> <p>詳細については事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>農業委員や推進委員の方に出席いただきまして、2月8日開催の農業講演会終了後に農業者から意見を聞く会を開催しました。</p> <p>内容については後ほど、文書等で報告いたしますが、簡単に内容説明させていただきますと、やはり素人の方が多かったので、農作物に関する作り方の質問が多かったようです。ほかの質問としては、あじさいセンターの利用の方法ですとか、市民農園の利用状況ですとか、近隣の遊休農地について困っている等の一般的な質問、意見が多かったようです。</p> <p>グループごとに分かれていただき、それぞれのグループに農業委員・推進委員の方が入るような形式で行いましたので、参加者の方も身近に感じながら質問を行えたのではないかと思います。</p> <p>また、開催形式については検討いたしますが、来年も意見交換会は開催いたしますので、御協力をお願いできればと思います。</p>
事務局	<p>○「農地利用最適化推進1・1・1運動報告書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 <p>○「平成30年 農地活用世話人活動実績報告書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 <p>○農業委員会活動記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>○来月の農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月5日 江原委員・大山地区推進委員 ・ 3月19日 吉澤委員・日勝地区推進委員 <p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p> <p>また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>○来月総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月25日（月）午前9時 ・ 議事録署名委員の関山委員、小野田委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 <p>○先月の岩上委員の質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農政課に確認を取りながら、関係する記事についてコピーを配布させていただきましたので、確認していただければと思います。 <p>○平成30年度 農業委員会埼葛地方協議会研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考として当日の資料を配布させていただきます。 <p>○人権に関する研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会は10時から始めます。 <p>以上で、協議報告事項4 その他を終わります。</p> <p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[意見・質疑等なし]</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>【終了 午前9時52分】</p>
--------------------------------	--